

令和7年度（2025年度）熊本市障害者施策推進協議会 質問・意見への回答

	資料	質問及び意見	質問者	回答	担当課
1	資料1 9ページ ③共に学ぶ教育の推進	<p>具体的な取り組みが「共に学ぶ教育の推進」となっており、とても良いと思います。また、取組実績に障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶことがよかったですと回答した児童が82.3%となっております。共に学ぶことは権利として保障されるものなので、アンケート結果に左右されることなく保障されるのですが、アンケート結果としてこんなに多くの児童が共に学ぶことを良いと答えられているのであれば、双方の児童のためにも共に学ぶ教育を推進すべきだと思います。</p> <p>①プラン本文のインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進という文言について、特別支援教育の推進の中に「共に学ぶ」も含まれているのかもしれません、具体的な言葉として共に学ぶという内容を次回見直し時に追記していただきたい。</p> <p>②インクルーシブ教育研修動画はどのような内容で、どこが作成したものでしょうか。</p> <p>③障害理解に関する授業はどのような内容でしょうか。障害のある人と実際に会って社会モデルの考え方について学べるような授業内容となっているでしょうか。よくある授業が、疑似体験だけを行い、大変さばかりが伝わって「障害者に優しく」ということだけを学ぶチャリティーモデル的な内容なので、社会モデルについて学べる内容にしていただけます。</p>	植田委員	<p>①ご指摘のとおり、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進という言葉の中に、「可能な限り共に学ぶ」という意味も含めて示しておりました。しかし、具体的に「共に学ぶ」という言葉が入っていた方が、より分かりやすく、市民の理解が広がると考えます。</p> <p>②インクルーシブ教育研修動画は、教育委員会総合支援課で「インクルーシブ教育について理解を深めよう」というタイトルで作成しており、全ての学校、園で視聴をお願いしております。内容は大阪府豊中市の学校で、合理的配慮を行うことで障がいのあるなしに関わらず、通常の学級で共に学んでいる実践を紹介し、教員の理解を深めていくことを目的とした動画です。また、通常の学級の包摂力向上のために特別支援教育の視点を生かした授業づくりを推進するための研修動画も一緒に配信しています。</p> <p>③障がい理解に関する授業については、障がいのある方の疑似体験、バラリンピック等を題材とした道德、障がいのある方の講話、手話体験等の内容を、学校、学年等、こどもたちの実態に応じて行っております。</p> <p>(1) 共生社会に向けた意識の育成 (2) 障がい者の生活を考える (3) 思いやりの心の育成等を目的としており、授業で獲得した知識等をもとにこれから自分ができることや、街づくり等について、自ら考え、意見交換を行っていく等の活動を行い、社会モデルについて学ぶことができる内容の授業づくりを推進してまいります。</p>	総合支援課
2	資料1 13ページ ⑤ボランティア活動の啓発・支援	障がい者サポーター研修を受講した方々の地域活動やボランティアへの参加を促すために、今年度どのような仕掛けを行うのでしょうか。	松村委員	<p>障がい者サポーター研修につきましては、昨年度末時点で受講者数が1万人を超え、これまで多くの市民の皆様にご参加いただいているところです。</p> <p>一方で、受講された方々の中には、地域活動やボランティア等に対して高い関心をお持ちの方も多くいらっしゃると承知しております。</p> <p>こうした市民の皆様の意欲を地域の力として活かしていくためにも、今後は市の広報媒体の活用による市が主催する障がいの理解に関するワークショップや関連イベント等にスタッフとして参加いただく試みを検討してまいります。</p>	障がい福祉課
3	資料1 15ページ ③地域に対する広報・啓発活動	今年度の取組予定にはまちづくりセンターとの連携が記載されていません。ぜひ、まちづくりセンターとの連携を進めてください。	松村委員	<p>まちづくりセンターは、コミュニティの活性化や情報発信、ネットワークづくりに向けた取組など、地域福祉の推進において重要な役割を担っており、広報、啓発活動においても連携を強化していく必要があると認識しております。</p> <p>現在、リーフレットの掲示依頼をはじめ、ヘルプマークの周知やイベント情報の発信など、区役所、まちづくりセンター等との連携を図っておりますが、今後は更にその連携を深めることで、地域における障がい福祉の啓発活動の充実を図ってまいります。</p> <p>※まちづくりセンターとの連携の取り組みは追加記載をさせていただきます。</p>	障がい福祉課

令和7年度（2025年度）熊本市障害者施策推進協議会 質問・意見への回答

	資料	質問及び意見	質問者	回答	担当課
4	資料1 17ページ ②日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業) の利用促進	専門員や生活支援員の確保・養成について、今後の計画をお聞かせください。	松村委員	<p>専門員および生活支援員については、熊本市社会福祉協議会と協議を重ね、待機期間の短縮を目指した人員の確保に努めています。</p> <p>また、地域生活支援員については熊本市社会福祉協議会のホームページおよび広報紙にて随時募集を行っており、さらに毎年実施している市民後見人養成講座の修了者を、地域生活支援員として登録して活動を促すことで、養成および確保に努めているところです。</p>	健康福祉政策課
5	資料1 23ページ ②地域生活支援拠点等の機能の充実 24ページ ③グループホームの整備の促進	緊急時ではなく平時のうちにこそ親以外の支援者と体験を重ねることが重要です。短期入所だけでなく、移動支援や行動援護、訪問介護など生活全般を通じた支援を柔軟に利用できる体制を早急に整える必要があります。地域移行を着実に進めるためにも、既存のグループホーム交流会だけでなく、さらに包括的な議論ができる「暮らし部会（仮）」のような活動体が必要ではないかと考えます。	松村委員	<p>障がいのある方が地域で安心して暮らしていくためには、日頃から多様なサービス等の支援と関わりを持ち、生活全般における支援を受けられる体制の整備をしておくことが重要であると認識しております。</p> <p>そのため、短期入所に加えて、移動支援や訪問介護などのサービスを柔軟に組み合わせて利用できるよう、体制整備を進めてまいります。</p> <p>また、地域移行を着実に進めるため、既存のグループホームの事業所研修やネットワークの構築だけでなく、その他の関係機関等と協力しながら、暮らし全般について意見交換ができる場の設定についても検討してまいります。</p>	障がい福祉課 障がいサービス課
6	資料1 29ページ ①障害福祉サービス等の円滑な提供	熊本市の障害福祉サービス等に関する支給基準について、「食事介助15分」「調理は3食分を30分」「入浴は週5回まで」など、障害者の地域生活を不安定にするような基準がいつまでも残っています。 サービス提供事業所を増やすことも大切ですが、必要なサービスが使えるように熊本市障害者（児）の障害福祉サービス等に関する支給基準を見直してください。 定期的に改訂されていますが、不十分な内容から何年も改善されていません。行政だけで改訂必要箇所が分からないのであれば施策推進協議会等で改訂について意見を聞いてください。	植田委員	<p>熊本市の障害福祉サービス等に関する支給基準では、内容に応じて一定の場合に、基準回数を超える支給決定を行うことができるとしています。</p> <p>障害福祉サービス利用者本人の生活実態を踏まえ、引き続き適切な支給決定を行ってまいります。</p> <p>なお、支給基準につきましては、必要に応じて内容の見直しを検討し、より実態に即した支援が行えるよう努めてまいります。</p>	障がいサービス課
7	資料1 44ページ ⑧家族に対する支援	インクルーシブ教育の視点に立って放課後の過ごし方を検討することも必要かと思います。現在の加配支援員の配置基準は妥当なのか再検証するよい機会ではないでしょうか。	松村委員	<p>児童育成クラブでは、障がいのある児童もない児童も共に活動しており、支援が必要な児童については、知見を有する専門の巡回指導員5名により児童の様子を直接確認し、必要な加配支援員の配置を決定しているところです。また、その後もこの巡回指導員が定期的に巡回しながら支援員への助言・指導を行っており、今後も適切な支援について随時検証しながら、児童にとってより良い環境の提供に努めてまいります。</p>	放課後児童育成課

令和7年度（2025年度）熊本市障害者施策推進協議会 質問・意見への回答

	資料	質問及び意見	質問者	回答	担当課
8	資料1 81ページ ⑥福祉避難所及び福祉子ども避難所の整備	指定避難所では明らかに困難な障がい特性のある当事者と家族は、福祉子ども避難所である支援学校に直接避難できるように前もって登録しておくなど、規定の見直しを図ってください。また、当該支援学校の生徒・保護者だけでなく地域の人たちも加えた避難訓練を実施してください。	松村委員	<p>現在、福祉子ども避難所においては、特別支援学校の在校生とその家族及び未就学の障がい児とその家族（家族が指定避難所への避難が困難と判断する場合）については、自宅等から福祉子ども避難所への直接避難が可能としており、さらに指定避難所での避難生活が困難と判断される障がい児等はトリアージ後に避難可能としております。</p> <p>委員からご意見のありました、指定避難所での避難が明らかに困難な障がい特性を有する方及びそのご家族への対応につきましては、福祉避難所のあり方を含め、今後の課題として認識し、関係部署と連携して検討を進めてまいります。</p> <p>さらに、今後も引き続き、協定を締結している特別支援学校や関係機関と連携し、避難所の開設・運営に関する意見交換や訓練を実施するとともに、課題解決に向けた運用の見直しや、指定避難所や地域の人たちも含めた訓練も検討していきます。</p>	障がい福祉課
9	資料2 8ページ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	(1) ②③がいずれも検討中となっています。「信頼できる受け皿」が地域になければ障がい者は地域に移行することができません。平時のうちに様々な体験を通して「将来にわたる安心」を見通せるよう、具体的な整備を早急に進めてください。	松村委員	<p>障がいのある方々が地域で安心して暮らしていくためには、「信頼できる受け皿」の整備が不可欠であり、地域生活支援拠点等の機能充実は喫緊の課題であると認識しております。</p> <p>他都市の取組も参考にしながら、関係機関等と連携して具体的な整備を進めるとともに、暮らし全般についても話し合える場の設定を進めるなど、地域移行を支える仕組みづくりにも取り組んでまいります。</p>	障がい福祉課
10	資料2 18ページ 訪問系サービスの見込量	ヘルパーの人材確保は喫緊の課題ですが、資料1の32ページ「介護分野の人材不足への対応」としてマッチングサービス「スケッター」を活用するとあります。多様な人材確保の可能性が広がる一方で、サービスの質や安定したサービス供給が担保できるのか不安要素もあります。ていねいな運用に心掛け、有能な人材の定着が図れるようにしてください。	松村委員	<p>障害福祉サービスにおいても人材の確保は事業所運営にあたり喫緊の課題であり、安定したサービス提供のためには人材育成が重要であることから、引き続き社会情勢を踏まえ、報酬改定や処遇改善加算の改定について国へ要望してまいります。</p> <p>ご意見としていただいた、サービスの質の担保については、事業所側は応募者の過去の実績や得意なジャンルをプロフィールから確認でき、最も適任だと思うスケッターを選択できる体制となっています。また、安定供給の面では「互助インフラを作る」という目的のもと、地域人材との継続的な繋がりを作ることで、実際にスケッターを体験した方が、その介護施設に転職するケースも増えており、長期的な人材確保にもつながっています。</p> <p>このように、「スケッター」は単なる一時的なマッチングサービスではなく、介護専門職が本来の専門業務に集中できる環境整備を図りながら、質の確保と継続的な関係構築を両立させる仕組みとして運用されており、引き続き適切な運用に努めてまいります。</p>	障がいサービス課 介護保険課

令和7年度（2025年度）熊本市障害者施策推進協議会 質問・意見への回答

	資料	質問及び意見	質問者	回答	担当課
11	資料2 28ページ 相談支援の見込量について	<p>・放課後等デイサービス事業所は、高校まで利用ができますが、学年が上がれば上がるほど利用回数が少なくなり、高校になるといわゆる「放デイの卒業」を選択する家庭が多いようです。そのため、放課後の支援がなくなることで親としては不安な面もあって、福祉サービス利用以外で、これまでお願いしていた計画相談の事業所に相談される方もいらっしゃると聞きました。</p> <p>計画相談は福祉サービスの利用のための計画相談を担っているところなので、一般相談は（市内9か所の）指定相談支援事業所が行っていると思います。</p> <p>しかし、指定相談事業所の存在をご存知ない方もいらっしゃるし、親としては、今までかかわって下さって子どものことをよくご存じの相談支援専門員に相談したほうが早いと思い、計画相談事業所に連絡される方も多いのではないかと思います。 将来的には、改めて福祉サービスを利用される方もいるかと思いますが、こういった空白の時間のフォローがあるのとないのとでは、親の安心の度合いが大きく違うのではないかと考えます。市としてこの空白の時間の支援はどう考えいらっしゃるのか伺いたいと思います。</p>	堅島委員	<p>放課後等デイサービスは児童福祉法に基づくサービスであり、原則として高校卒業までの利用が可能ですが、卒業後は障害者総合支援法に基づくサービスへ移行することになります。この移行期においては、支援の空白期間が生じることがあり、保護者の皆様にとって不安を感じられることがあると存じます。</p> <p>ご指摘のように、計画相談支援は福祉サービス利用に必要な「サービス等利用計画」の作成を担うものであり、原則として福祉サービス利用に関連する相談を対象としています。一方で、福祉サービスの利用に限らず、障がいのある方の地域生活全般に関する相談は、「指定一般相談支援事業所」が担うこととなります。</p> <p>こうした状況を踏まえた上で、必要な支援が途切れることのないよう、障がい者自立支援協議会の相談支援部会等とも連携しながら、サービス終了後の相談窓口の案内や支援体制の整備について、丁寧な対応を行うよう発信してまいります。</p>	障がい福祉課 障がいサービス課
12	資料2 32ページ 保育所等訪問支援事業について	<p>見込み量が、令和6年度に比べて令和7年度、8年度は、大幅に増えているように感じますが、何か理由があるのかを教えて下さい。</p> <p>保育所等訪問事業は、保育園・幼稚園等や児童発達支援事業所が、本人の困り感を共有し、支援の統一化を図ることで、改善につながるのではないかと大きく期待しているところです。市として、見込み量を増やすことで、どんなことを期待されているのか伺いたいと思います。</p>	堅島委員	<p>令和8年度の見込数は、令和3年度から令和6年度の実績数の伸び率等を参照して算出したものです。また、保育所等訪問事業を行うことで、保育園・幼稚園等と児童発達支援事業所が本人の特性や困り感を共有し、具体的な支援方法を助言・調整することで支援の統一化が図られ、本人が安心して過ごせる環境づくりや関係機関の連携強化が進むことを大きく期待しております。</p>	障がいサービス課